

肉豚出荷販売仕様書

1. 目的

香川県立石田高等学校（以下「甲」という。）の農業実習において生産した肉豚を枝肉用に随時売却するもの。なお、ここでいう肉豚は、肉豚（規格豚）、大豚、子豚（規格外）、を合わせたものとする。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 引渡し等

- (1) 場所 石田高等学校 農場豚舎
- (2) 日時・頭数 随時 詳細は両者協議の上決定する
- (3) その他 引渡しを受けた肉豚について、設置許可を受けた香川県内の屠畜場において解体し、枝肉を格付けの資格を有する者により計量格付けするものとする。格付けは日格協の冷体格付けを適用すること。

4. 見積書等

- (1) 見積書の提出を指示された場合は、様式例を参考に以下の項目を満たしたものを提出すること。
 - ①肉豚（規格豚）
 - ②大豚
 - ③子豚（規格外）
 - ・①～③の豚の該当条件を記載すること。
 - ・①～③の豚の販売価格の算出方法を記載すること。
 - ・へい死処理料、廃棄処理料、諸経費等があればその金額を記載すること。
 - ・消費税及び地方消費税の取り扱いを記載すること。
 - ・端数処理について記載すること。
 - ・売買金額は、豚の販売価格から処理料、諸経費等を差し引いたものとする。
- (2) 令和7年4月から令和8年3月までの出荷実績等
出荷回数 11回 出荷頭数 139頭
ただし、令和8年度の出荷回数及び頭数を確約するものではない。
- (3) 提出期間 令和8年3月23日から令和8年3月27日
- (4) 見積合わせが生じた場合は、別添資料をもとに、各自の見積書の内容に従い合計売買金額を算出し、見積書に添付すること。合計売買金額が最も高いところと契約を締結する。

5. 売買代金

- (1) 売却の都度、原則出荷のあった翌週末までに売買代金の精算書を甲まで送付すること。

その際、以下の項目が分かる書類を添付、又は精算書に明記すること。

- ① 出荷した肉豚個々についての格付け、枝肉 k g 当たりの単価、販売金額
 - ② 日本格付協会格付表
 - ③ 香川県内許可業者の発行する廃棄処分証明書(ただし該当する場合のみ)
- (2) 売買代金について、精算書に基づき甲が発行した納入通知書により、指定した納入期限までに納入するものとする。ただし納入期限を過ぎると、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例に基づき、期限の翌日から支払の日までの日数に応じた遅延利息を支払わなければならない。

6. その他

- (1) 本校から出荷した肉豚の枝肉について、教材用として買い戻す必要がある場合に買い戻しに対応できること。
- (2) 契約書の作成を要する。ただし、契約書の様式は香川県が準備する。
- (3) 当業務に関して、必要に応じ甲より販売価格等の資料の提出を求める場合がある。
- (4) 仕様書中 4. (4) に記載した別添資料は応募思表明書を提出した者に必要に応じ交付する。
- (5) 当契約は香川県のホームページにおいて随意契約として公表される場合がある。